

玉野市広告付き窓口案内システム構築・運用保守業務に対する質問及び回答

No.	名称	頁	項目	質疑内容	回答
1	業務仕様書	3	9 (2) (1)	「サ 安全に配慮し、プリンター部分にカッターがないこと。」とありますが、22インチ発券機にはカッターがあり、発券カードの切り離し部分が1点止めの仕様となります。問題ないでしょうか。	業務仕様書3ページ9(2)①「サ 安全に配慮し、プリンター部分にカッターがないこと。」の趣旨は、利用者の安全確保にあります。カッター刃が露出しないなど利用者が怪我をする危険性がないよう配慮された構造であり、同等の安全性が確保されるものであれば問題ありません。
2	業務仕様書	4	9 (2) (2)	「コ 安全に配慮し、プリンター部分にカッターがないこと。」とありますが、10インチ発券機にはカッターがあり、発券カードの切り離し部分が1点止めの仕様となります。問題ないでしょうか。	業務仕様書4ページ9(2)②「コ 安全に配慮し、プリンター部分にカッターがないこと。」の趣旨は、利用者の安全確保にあります。カッター刃が露出しないなど利用者が怪我をする危険性がないよう配慮された構造であり、同等の安全性が確保されるものであれば問題ありません。